

大阪府監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗

委員意見に対する措置

（基本金の増額及び定款の変更について）

監査対象機関名	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	
監査実施年月日	委員 平成24年1月20日	事務局 平成23年11月28日から同年11月30日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（以下「法人」という。）は、平成23年3月開催の理事会において社会福祉法人会計基準（以下「基準」という。）第31条第4号基本金（定款の規定により、当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する額の運用財産を基本財産に組み入れた場合におけるその組入額）を増額する決定をした。この結果、大阪府の出資比率が62.5%から24.4%へ減少し25%を下回ったため、平成23年度からは大阪府の指定出資法人から外れている。また、同日の理事会において法人が解散した際の残余財産の帰属先を「大阪府」から「社会福祉法人のうちから選出されたもの」に変更した。</p> <p>当該第4号基本金については、平成23年7月27日付けの基準の改正により平成24年4月1日から廃止（移行期間：平成27年3月31日まで）とされており、この基本金の増額に関する理事会の決定は、基準の改正の状況を前提としていないものであるため、あくまでも暫定的な対応であ</p>	<p>(1)(2)(3)については、大阪府の公的資金が多額に投入されている経過を踏まえ、全ての施設整備が完了する平成31年度に、府費を投入して整備した施設を確定させた上で、事業団と協定書を締結し、今後の府と事業団の責任の所在を明確にする。（福祉部）</p>

る。

法人は、大阪府の指定出資法人に復帰しないよう過去において寄附金として受け取った施設整備基金の一部を本来基本金とすべきであったとして充当することを検討しているが、単なる経理処理上の問題と捉え、形式的な自立化の進めるのではなく、寄附者が法人の施設建設のために寄附したのかという寄附者の当時の意思及び現在の意思を客観的に確認することができるのかどうかを慎重に検討すべきである。

同時に、これまで大阪府が法人の施設整備基金へ積み立てるために拠出した資金や、今後拠出する予定のものは、その経済的効果としての実態は大阪府からの施設整備目的の寄附又は出損と同様であると考えられることから、当該拠出金を基準第31条第1号基本金（社会福祉法人の施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額）に繰り入れなくてよいのかも含めて、大阪府と協議しながら新しい会計基準への移行を契機として改めて検討していく必要がある。

また、法人の定款変更は、国が通知する社会福祉法人定款準則に倣っているものの、法人の運営上必要な施設などの重要な資産の形成に大阪府の公的資金が多額に投入されている経過に鑑み、法人解散時の残余財産の帰属先を大阪府以外にすることについては、慎重に判断すべきであったと考える。

この定款変更が行われ

たことで、次の3点に留意する必要がある。

- (1) 大阪府から無償譲渡又は無償貸付されている土地、建物については、個別の無償譲渡契約書又は使用貸借契約書において、法人が施設を廃止し指定用途に供さなくなった等の場合には、譲渡物件又は貸付物件を大阪府に返還することとされているが、このような状況が生じた場合には、契約の内容が速やかに履行されるよう十分留意されたい。
- (2) 今後、大阪府から法人の施設整備基金へ積立てるために拠出される資金については、当該基金が施設整備目的に使用されなかった場合は当然大阪府に返還されるべきものであり、さらに施設整備に使用さ

れ、法人の建物として法人の基本財産となった場合でも、上記(1)と同様、法人が施設を廃止し指定用途に供さなくなった状況が生じた場合には大阪府に返還されるべきものである。

この点において、施設整備に要した金額のうち、国及び大阪府からの施設整備補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等によって、その返還等が担保されているが、当該基金積み立ての拠出金についてはその担保がなされていないことから、今後の法人への拠出にあたって留意されたい。

(3) 大阪府からの出捐及び施設整備基金としてこれまで大阪府が拠出してきた資金についても、上記(2)と同様に考えるべきものであるため、その法的可能性も含めて検討し、大阪府と協議されたい。

(なお、当事案については大阪府福祉部に対する意見ともする。)